

和歌山県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	和歌山県	担当部署	農林水産部 里地・里山振興室
-------	------	------	----------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数	農用地面積	交付額
ア 集落協定	551 協定	9,022 ha	118,094 万円
a 基礎単価の対象	248 協定	2,988 ha	28,764 万円
b 体制整備単価の対象	303 協定	6,034 ha	74,039 万円
c 加算措置			
(a) 棚田地域振興活動加算	10 協定	109 ha	1,088 万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	75 協定	2,184 ha	13,006 万円
(c) 集落協定広域化加算	0 協定	0 ha	0 万円
(d) 集落機能強化加算	5 協定	389 ha	511 万円
(e) 生産性向上加算	9 協定	522 ha	878 万円
イ 個別協定	4 協定	8 ha	109 万円
a 基礎単価の対象	2 協定	6 ha	52 万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象	2 協定	2 ha	26 万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	2 協定	5 ha	30 万円
合計	555 協定	9,030 ha	118,203 万円

【参考】

R3年耕地面積※	30,062 ha
----------	-----------

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数	交付面積	交付金額
1 協定当たり平均値	23 人	16 ha	214 万円

【参考】

ア 協定参加者数	12,496 人
イ 交付金配分額	118,094 万円
a うち個人への配分	90,419 万円
b うち共同取組活動	27,675 万円

II 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	183	351	16	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	185	362	3	
b 水路・農道等の管理	201	349		
c 多面的機能を増進する活動	189	360	1	
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	105	163	22	12
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	58	120	109	15
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算	1	9		
c 急傾斜農地保全管理加算	11	64		
d 集落協定広域化加算	2			
e 集落機能強化加算	2	2	1	
f 生産性向上加算	3	6	1	
オ 全体評価	優 320 (58%)	良 191 (35%)	可 21 (4%)	不可 18 (3%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

【ア～エ】

・「ウ 集落戦略の作成」を除き、集落協定に定められた各活動とも、概ね9割以上が「◎」または「○」と評価された。特に「イ 農業生産活動等として取り組むべき事項」については、本制度の当初から変わらない活動要件であり、活動が定着しているものと考えられることから、順調に進んでおり高い評価となっているものと考えられる。

・「ウ 集落戦略の作成」について、集落戦略に取り組む302協定のうち、「a 集落戦略の作成見込み」は34協定、「b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況」は124協定が「△」もしくは「×」と評価された。「a 集落戦略の作成見込み」では一部項目のみ合意形成まで至っていない協定や別の計画（人・農地プラン）と連携しながら進めるためにまだ作成の目途が立っていない協定があり、「b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況」では新型コロナウイルスの影響等により農業者の年齢階層別の耕作状況や後継者の確保状況の地図への記入まで至っていない協定があるため、「話し合いの徹底」や「スケジュール管理の徹底」等の指導、助言により、最終年度までの達成に向けて進めていく必要がある。

【オ 全体評価】

・県内550協定のうち「優」もしくは「良」と評価された集落協定は511協定（93%）であった。集落協定に定められた取組はおおむね順調に取り組まれていると考えられる。

・「可」と評価された集落協定が21協定あるが、ほとんどの集落協定では、基礎単価の要件として定められた活動（農業生産活動等として取り組むべき事項）は計画どおり実施できていると評価されている。将来にわたり農業生産活動を維持していくことが課題としてあげられているため、集落内での話し合いを強化し、継続的な取組が可能な体制を築いていく必要がある。

・「不可」と評価された集落協定が18協定あるが、すべて集落戦略に関する取組が要因となっている。話し合いを実施しても将来像等がまとまらないことや、集落戦略作成後の活動実施に対する不安感から目途が立っていない協定があり、集落戦略の作成に関して課題が残るものとなった。今後、市町村による「話し合いの徹底」や「スケジュール管理」の指導が必要と考えられる。

・「ウ 集落戦略の作成」が要因となって「可」や「不可」と評価された集落協定が多いことから、県としては話し合いの運営を支援することで、集落協定の取り組みを推進する。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	1	3		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動		2		
b 水路・農道等の管理		2		
c 多面的機能を増進する活動		2		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	1	1		
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）		2		
オ 全体評価	優	良	可	不可
	2 (50%)	2 (50%)	0 (0%)	0 (0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

【ア～エ、オ全体評価】

・「ア～エ」については全協定で「◎」もしくは「○」と評価されており、「オ 全体評価」についても「優」または「良」と評価されていることから、協定に定められた取組はおおむね順調に取り組まれており、対策終了時まで取組が継続できるものと考えられる。

1について第三者機関の意見【必須】

・「優」または「良」と評価された協定が全体の9割以上であり、取組は適切に実施されているものと判断できる。

・集落戦略の作成の取組に「×」と評価された集落協定が見受けられた。集落の実態は様々であるため、「×」と評価された理由を確認し、理由に応じた適切な支援を講じる必要がある。

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

(1) 集落協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 集落マスタープランに係る活動	15				14					
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動	2			1	3	1				
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動							1			
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み	24	11		10	15					
b 地図の作成状況	97	27	5	9	34					
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
a 棚田地域振興活動加算										
b 超急傾斜農地保全管理加算										
c 集落協定広域化加算										
d 集落機能強化加算				1						
e 生産性向上加算	1				1					

(2) 個別協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項										
エ 加算措置 （超急傾斜農地保全管理加算）										

3. 集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話し合いの回数

		全協定数 (合併1協定 を除く)	話し合い回数 (回数ごとの協定数)			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の 話し合いの状況	R 2年度	550	0 (0%)	162 (29%)	131 (24%)	257 (47%)
	うち集落戦略	302	0 (0%)	223 (74%)	57 (19%)	22 (7%)
	R 3年度	550	0 (0%)	161 (29%)	135 (25%)	254 (46%)
	うち集落戦略	302	0 (0%)	214 (71%)	52 (17%)	36 (12%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

・集落戦略に取り組む302協定のうち、集落戦略に取り組む集落協定は、集落戦略に取り組まない集落協定より話し合いの回数が多かったため、第5期対策から制度化された集落戦略の作成が集落協定の話し合いの回数の増加や話し合いの充実に寄与しているものと考えられる。

・集落協定の話し合いの回数が「1回」もしくは「2回」である集落協定は、令和2年度は293協定（53%）、令和3年度は296協定（54%）であり、平場地域より話し合い（寄り合い）の回数は少なかった。寄り合いの開催回数が少ない集落では、集落活動が弱体化することで、地域コミュニティの維持が難しくなることから、さらに話し合いの回数を増加させることで集落機能の維持を図ることも可能であると考えられる。

・新型コロナの影響により、話し合いを電話やアンケート調査に変更して実施した協定や話し合いの内容を最低限に留めて実施した協定等があり、十分な話し合いが実施できていない協定もあった。しかし、今後、状況が改善されることにより、集落協定の話し合いの活性化は見込まれるものと考えられる。

(2) 集落戦略作成の話し合いの参加者

話し合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	285 協定	94 %
② 協定参加者以外の集落の住民	15 協定	5 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	43 協定	14 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	4 協定	1 %
⑤ 協定役員のみ	17 協定	6 %
⑥ 話し合いをしていない	0 協定	0 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

・集落戦略に取り組む302協定のうち、「① 協定参加者」を選択した集落協定は285協定（94%）であった。今後、集落を維持・発展させていくためには協定参加者のみではなく、多様な人材と協働していくことが重要であるため、協定参加者以外の集落住民等の話し合いへの参加の有用性について話し合いの状況を確認しながら市町及び集落協定へ啓発していく必要があると考えられる。

・「⑤ 協定役員のみ」を選択している集落協定もあるが、新型コロナにより話し合いの規模を小さくするためやむを得なかったものであった。しかし、協定役員のみで話し合いを行った場合であっても、アンケート調査等を併用した形で話し合いを進めており、また、令和4年度から協定参加者と一緒に話し合いを進めることとしているため、協定役員のみで集落戦略を作成する恐れはないと考えられる。

3について第三者機関の意見【必須】

・話し合いの回数が必ずしも集落戦略の深化に寄与しているとは限らない。

・本制度への取組が長期に及んでいるため、話し合いの内容が定例化されている恐れがある。話し合いの回数のみではなく、内容についても確認すべきである。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	211 協定	38 %	① 協定書作成に係る支援	0 協定	0 %
② 集落戦略作成に係る支援	172 協定	31 %	② 目標達成に向けた支援	3 協定	75 %
③ 目標達成に向けた支援	139 協定	25 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援	0 協定	0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	31 協定	6 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	1 協定	25 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	262 協定	48 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	2 協定	50 %
⑥ ①～⑤以外の支援	3 協定	1 %	⑥ ①～⑤以外の支援	0 協定	0 %
⑦ 特に支援を要望しない	134 協定	24 %	⑦ 特に支援を要望しない	0 協定	0 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

【集落協定】

・「⑦ 特に支援を要望しない」を選択した集落協定は、県内550協定のうち134協定(24%)であったが、それ以外の416協定(76%)は市町村支援が必要という結果となった。市町村職員数が減少する中、担当者は本制度以外の業務にも携わっていることから、集落協定への支援にも限界があると考えられたため、今後は集落協定の支援を担う組織（推進組織等）が必要であると考えられる。

・「② 集落戦略作成に係る支援」を選択した集落協定は172協定であった。第5期対策から体制整備単価として制度化された要件であるため、3年間の取組状況を踏まえ、課題と必要な支援について確認・検討する必要があると考えられる。

・「⑤ 事務負担軽減に向けた支援」を選択した集落協定は262協定であった。協定農用地の管理（申請事務に関する地番管理）や実績報告時の資料作成に加え、集落内の調整や諸帳票の管理などが負担となっており、市町村の支援が望まれている。

【個別協定】

・「⑦ 特に支援を要望しない」を選択した個別協定は、県内4協定のうち0協定であり、すべての個別協定が市町村支援が必要という結果となった。「② 目標達成に向けた支援」を選択した個別協定が多く、個別協定では目標設定が必要な加算措置は「超急傾斜農地保全管理加算」のみであるため、要件である「超急傾斜農地の保全」「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」について、課題と必要な支援について確認・検討する必要があると考えられる。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・事務支援には幅があるため、集落協定が求める支援内容について詳細に確認すべきである。

・結果が示すとおり、事務負担が本制度の課題であることがわかる。タブレットの導入及びリアルタイムで写真を送信する仕組み等、ICT活用の推進により事務負担の軽減につなげることが望ましい。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		525 協定	95 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	63 協定	12 %
	広域化の意向はない	462 協定	88 %
廃止意向の協定数		25 協定	5 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	15 協定	60 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	22 協定	88 %
	③ 地域農業の担い手がないため	12 協定	48 %
	④ 農業収入が見込めないため	5 協定	20 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	10 協定	40 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	6 協定	24 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	2 協定	8 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	8 協定	32 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	7 協定	28 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	2 協定	8 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	0 協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	1 協定	4 %
	⑬ その他	0 協定	0 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		4 協定	100 %
廃止意向の協定数		0 協定	0 %
協定 廃止 の理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	協定	%
	② 後継者がいないため	協定	%
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	協定	%
	④ 集落協定に参加するため	協定	%
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	協定	%
	⑥ 農業収入が見込めないため	協定	%
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	協定	%
	⑧ 圃場条件が悪いため	協定	%
	⑨ 事務手続きが負担なため	協定	%
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	協定	%
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	%
	⑬ その他	協定	%

集落協定の広域化等に対する推進方針

・継続意向の集落協定は県内550協定のうち525協定（95%）であり、そのうち63協定（12%）では集落協定の広域化の意向があった。当県は畑（果樹園）が中心であるため、集落ごとに農業生産活動等に対する考え方が異なることが想定されるため、推進に当たっては集落の地域性を勘案しながら、集落の実情に応じた広域化手法を模索していく必要がある。

・県としては、広域化の範囲や集落の実情を整理・分析し、広域化によるメリットがある場合は、市町とともに推進する。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

・廃止意向の集落協定は県内550協定のうち25協定（5%）であった。これは第4期対策から第5期対策への移行時の廃止協定数（6%）と同程度に低い割合である。これまでは対策期の変わり目で本制度の取組をやめる集落協定は多かったが、第5期対策から制度化された「返還要件の緩和」により、対策期の変わり目で本制度の取組をやめる集落協定は減少しているものと考えられる。

・「② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため」を理由としている集落協定は25協定のうち22協定（88%）であった。当県は畑（果樹園）が中心であるため、機械化による営農の効率化や負担軽減を図ることが難しく、営農の継続に不安を抱えていることが要因となっていると考えられる。

・廃止意向の集落協定は参加者数が少なく、参加者の年齢も高くなっている。小規模で高齢化が進む集落協定は、構成員の離農により本制度の取組をやめる恐れがあるため、集落協定の統合による広域化や新たな協定参加者の呼びかけについて市町へ働きかける。

1の（1）及び（2）について第三者機関の意見【必須】

・事務負担軽減を目的とする広域化は事務担当者の負担増加を招く恐れがあり、効果が見込めないため、活動の効率化や継続につながる広域化を目的とする必要がある。

・リーダー後継者（サブリーダー）を育成できる体制に整備することが望ましい。

・所得による交付制限により、リーダー後継者の育成が困難となっていることが考えられる。所得制限の撤廃等制度の見直しが望まれる。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	125人 (23%)	60～69歳	221人 (40%)	70～79歳	174人 (32%)	80歳～	30人 (5%)
代表者になってからの年数	～2年	92人 (17%)	3年～7年	209人 (38%)	8年～	249人 (45%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	346 協定 (66%)		ない	179 協定 (34%)			

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	194人 (35%)	60～69歳	186人 (34%)	70～79歳	151人 (27%)	80歳～	19人 (3%)
担当者になってからの年数	～2年	87人 (16%)	3年～7年	209人 (38%)	8年～	254人 (46%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	404 協定 (77%)		ない	121 協定 (23%)			

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在		今後	
なし		546 協定	99 %	545 協定	99 %
あり		4 協定	1 %	5 協定	1 %
委任先	行政書士・公認会計士	協定	0 %	協定	0 %
	事務組合	協定	0 %	協定	0 %
	NPO	1 協定	25 %	1 協定	20 %
	集落法人	協定	0 %	協定	0 %
	J A	3 協定	75 %	4 協定	80 %
	土地改良区	協定	0 %	協定	0 %
	個人	協定	0 %	協定	0 %
	その他	協定	0 %	協定	0 %

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	3 協定 (75%)	法人	1 協定 (25%)	任意組織	0 協定 (0%)	その他	0 協定 (0%)
年齢	～59歳	2人 (50%)	60～69歳	2人 (50%)	70～79歳	0人 (0%)	80歳～	0人 (0%)
後継者の有無	いる	1 協定 (25%)		いない	3 協定 (75%)			

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

【代表者・事務担当者(会計)】

・集落協定代表者は60～69歳がもっとも多く、県内550協定のうち221協定(40%)であった。80歳以上が代表を務めている集落協定が30協定(5%)であるが、30協定のうち、制度開始時に代表者となった人が現在も代表者を続けている集落協定が半数程度あり、後継者の確保について検討を促す必要があると考えられる。

・「次期対策での代表者の継続の目途」が「ある」と回答した集落協定は、継続意向の協定525協定のうち346協定(66%)であり、60代～70代が代表を務める集落協定で「ある」と回答した集落協定が多かった。代表者が継続している間に次の世代への引継ぎを行えるような体制を作ることも必要であると考えられる。

・事務担当者は59歳以下がもっとも多く、県内550協定のうち194協定(35%)であった。事務の電子化が進む中、PC等の操作が可能な若手が事務を担当していることが想定される。しかし、PC等の操作が可能な事務担当が存在しない集落協定にあっては、事務作業により営農時間の確保が難しくなることが懸念されるため、集落内での事務の引継ぎの促進や新規就農者の確保等対策を講じる必要があると考えられる。

【事務委託等の状況】

・県内550協定のうち546協定(99%)では、協定参加者が事務を実施しており、外部への事務委託はほとんど実施されていなかった。今後も、引き続き協定参加者が事務を実施する予定となっているが、集落協定から事務負担軽減の要望が多くあることから、様式の簡素化や書類の作成支援等行政による事務負担軽減対策を講じながら、事務が負担となっている集落協定に対しては外部への事務委託の検討を勧めていく必要があると考えられる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・代表の継続期間が長期となる傾向がある。解消にあたっては、副代表(サブリーダー)を2～3名配置する等代表の引継ぎが可能となる体制を構築することが重要である。

・JAに事務を委託している集落協定があるため、事務負担軽減対策としてJAとの連携も考えられる。

和歌山県中間年評価書
(集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	和歌山県	担当部署	農林水産部 里地・里山振興室
-------	------	------	----------------

Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
集落協定	551	協定	110	協定
個別協定	4	協定	3	協定
廃止協定	47	協定	19	協定
未実施集落	108	集落	22	集落
市町村	23	市町村	23	市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	4 協定	4 %
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	9 協定	8 %
③ 1つの農業集落の中に、1つの集落協定がある例-1	50 協定	45 %
④ 1つの農業集落の中に、1つの集落協定がある例-2	26 協定	24 %
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	16 協定	15 %
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	5 協定	5 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
① 中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	89 協定	81 %
② 地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	21 協定	19 %

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話合いの方法を工夫した	12 協定	11 %
②話合いをリードする者を活用して進めた	19 協定	17 %
③市町村や関係機関の協力を得て進めた	16 協定	15 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	28 協定	25 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	6 協定	5 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	0 協定	0 %
⑦その他	0 協定	0 %
⑧特になし	7 協定	6 %
⑨まだ作成していない	15 協定	14 %

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	0 協定	0 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	3 協定	3 %
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	0 協定	0 %
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	0 協定	0 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	7 協定	6 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	4 協定	4 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	0 協定	0 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的な管理や林地化を実施又はその計画がある	2 協定	2 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	36 協定	33 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	2 協定	2 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	2 協定	2 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	4 協定	4 %
⑬特に何もしていない	26 協定	24 %
⑭その他	2 協定	2 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

【集落戦略の作成に当たっての工夫】

・「④協定参加者が、今後も健在であることを前提として進めた」を選択した集落協定は66協定中28協定であった。農業生産条件が不利な中山間地域では担い手の育成や農地の貸し付けが難しかったため、協定参加者が引き続き農業生産活動を実施することができることから、今後も健在であることを前提として集落戦略を作成している集落協定が多かったものと考えられる。しかし、現状においても相当高齢化が進んでおり、今後、営農の継続が困難となるリスクが高いため話合いを重ねて行く中で、後継者の育成等について検討を進めていく必要があると考えられる。

・「⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた」を選択した集落協定は66協定中6協定であったが、後継者がいない地域において農地の流動化等を前提に集落戦略を作成しているものと考えられる。

【集落戦略の作成の効果】

・「⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある」を選択した集落協定は51協定中36協定であった。鳥獣害対策は協定参加者に一番共通した課題であり、話合いの中で合意しやすい取組であったものと考えられる。

・「⑬特に何もしていない」を選択した集落協定は26協定であった。まだ集落戦略が作成できておらず、取組に着手できていない集落協定が多いことが要因であると考えられる。今後、各集落協定で取組が開始されるため、取組状況を確認しながら集落戦略の実行及び効果を確認していく必要があると考えられる。

・「⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）」を選択した集落協定は7協定であった。集落戦略の話し合いにより、地域内の担い手が明確になり、貸し付けにつながったと考えられる。一方、外部からの参入に対しては慎重な傾向が感じられる。また、「⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある」と回答した集落協定もあることから、今後は集落戦略の作成など地域の話合いが基盤整備に繋がることも期待される。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・集落戦略は農業後継者の育成につながるものと考えられる。また、農業後継者の育成にあたっては、農業おとし制度等新たな施策を講じていくことも必要である。

・獣害対策や農地の流動化について集落戦略の効果が発揮されていることがわかる。

・集落戦略が未作成である集落協定や集落戦略は作成済であるが取組に至っていない集落協定もあるため、集落戦略の作成や取組の実施を集落協定に働きかけることが望まれる。

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	0 (0%)	1 (1%)	3 (3%)	0 (0%)	13 (12%)
②協定代表者以外の協定参加者	1 (1%)	0 (0%)	2 (2%)	0 (0%)	8 (7%)
③統合された集落協定又は集落の側から	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
④市町村等の行政からの働きかけ	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	1 (1%)	4 (4%)
⑤その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	23 協定	21 %
②協定対象農用地の1～3割	51 協定	46 %
③協定対象農用地の3～5割	9 協定	8 %
④協定対象農用地の5割以上	10 協定	9 %
⑤荒廃化していない	17 協定	15 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	72 協定	65 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	19 協定	17 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	19 協定	17 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	2 協定	2 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	8 協定	7 %
③以前と変わらない	9 協定	8 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	0 協定	0 %
⑤その他	0 協定	0 %

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	85 (77%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	13 (12%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	96 (87%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	12 (11%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	10 (9%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (3%)	0 (0%)	3 (3%)
④農業（農外）収入が増加した	3 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	3 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	2 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑦鳥獣被害が減少した	41 (37%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (5%)
⑧荒廃農地を再生した	8 (7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑨都市住民等との交流が増加した	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑩定住者等を確保した	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	2 (2%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	35 (32%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (3%)
⑬その他	2 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑭特に効果は感じられない	4 (4%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

【本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合】

・「②協定対象農用地の1～3割」と回答した協定が110協定中51協定(46%)で最も高い割合であった。本制度がなかった場合、県内で荒廃農地が約1,632ha(協定農用地9,030haのうち荒廃率を各項目の中央値として算出)増加していたものと推察され、本制度が荒廃農地の発生防止に有効である結果となった。中山間地域の「田」は平地地域と比較して収益性が低いため、「畑」よりも耕作放棄される可能性が高いと考えられる。

【隣接する集落の状況】

・「①隣接する集落は本制度に取り組んでいる」と回答した協定は72協定(65%)であった。本県では本制度に取り組んでいる集落が固まっている傾向がみられ、本県の特徴として横並び集落に合わせるといった傾向が反映されていると考えられる。

・本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況では、「②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた」もしくは「③以前と変わらない」集落が多く、「④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った」集落はなかった。中山間地域における本制度の荒廃農地発生防止効果は高いが、現制度のままでは解消にまでは至らないため、今後は担い手や農業中間管理機構の利用による解消への加算も必要と考えられる。

【本制度や加算に取り組んだことによる効果】

・「②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された」と回答した集落協定が110協定中96協定(87%)で最も高い割合であった。過疎化・高齢化が進む中山間地域において、集落の共同活動としての水路等農業インフラの保全が難しくなっていることから、条件不利補正の交付金であるが、負担を伴うことがないことから共同利用施設の保全に活用されたものと考えられる。

・「⑨都市住民等との交流が増加した」もしくは「⑩定住者等を確保した」と回答した集落協定はそれぞれ1協定、0協定と低い割合であった。本県の農業が果樹中心であるため、個人の営農として成長しており、交流や移住に対して意識が低いことが要因であると考えられる。しかし、集落を維持・発展させていくためには、関係人口の増加や多様な人材との協働が重要であるため、本制度を活用し都市住民等との交流や受入体制の整備を進めていく必要があると考えられる。

・集落機能強化加算については、「⑪地域での生活支援活動(高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等)を開始(拡大)した」が選択されており、生産性向上加算については、「③農業機械等の共同利用により作業が効率化した」等が選択されていた。本制度をきっかけに集落機能の強化や機械の共同利用などの取り組みに繋げることができているものと考えられる。

・超急傾斜農地保全管理加算については、「①荒廃農地の発生防止」もしくは「②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された」と回答した集落協定がそれぞれ13協定、12協定であった。急傾斜地よりも農業生産条件が厳しい超急傾斜農地の保全に対し、加算措置の効果があるものと考えられる。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・荒廃農地発生防止に効果を上げていることがわかる。

・都市住民等外部との交流の効果が上がっていない。今後は集落外の人材との協働が必要と考えられるため、受け入れの仕組み作りに行政支援が望まれる。

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	48 (44%)	51 (46%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	47 (43%)	47 (43%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	23 (21%)	24 (22%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	0 (0%)	0 (0%)
⑤農作業の共同化	6 (5%)	6 (5%)
⑥農業機械の共同利用	15 (14%)	15 (14%)
⑦鳥獣害対策	66 (60%)	65 (59%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	6 (5%)	6 (5%)
⑨都市住民との交流活動	1 (1%)	1 (1%)
⑩農産物の販売・加工	6 (5%)	5 (5%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	3 (3%)	4 (4%)
⑫生き物観察や生物保全活動	0 (0%)	1 (1%)
⑬その他	6 (5%)	6 (5%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	15 (14%)	15 (14%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	27 (25%)	28 (25%)
②自治会、町内会	31 (28%)	31 (28%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	6 (5%)	6 (5%)
④地域運営組織	0 (0%)	0 (0%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	1 (1%)	1 (1%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	0 (0%)	0 (0%)
⑦大学	0 (0%)	0 (0%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	22 (20%)	22 (20%)
⑨民間企業	0 (0%)	0 (0%)
⑩地域おこし協力隊	1 (1%)	2 (2%)
⑪その他	0 (0%)	0 (0%)
⑫連携している組織はない	40 (36%)	38 (35%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

【集落協定が実施している活動】

・「⑦鳥獣害対策」もしくは「③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り」を選択した集落協定は110協定中それぞれ66協定、23協定であった。鳥獣害対策は地域ぐるみでの対策により高い効果が得られることから、集落活動として実施している集落が多かったものと考えられる。

・「①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）」もしくは「②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）」を選択した集落協定はそれぞれ48協定、47協定であった。協定農用地の営農継続において必要のある活動が実施されているものと考えられる。

・「ア 現在実施している活動」と「イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）」に差がみられないことから、県内の中山間地域においては、今後新たに集落活動が拡大する動きは見られず、現在の営農を継続させることで手一杯であることが想定される。

【活動に当たっての連携組織】

・行政機関の指導、助言を受けて活動している集落協定や自治会、多面的機能支払の活動組織、JA等と連携している集落協定はそれぞれ27協定(25%)、31協定(28%)、22協定(20%)であり、行政や自治会に依存する意識が高いことが想定される。他団体と連携しながら集落の共同活動を実施している集落協定もあるが、「⑩連携している組織はない」を選択した集落協定も40協定(36%)あり、現状で手一杯であり、他の団体との連携等について検討する余裕がないことが考えられる。一方で地域おこし協力隊等への期待もみられるため多様な組織や人材との協働のメリットを知ってもらう必要があると考えられる。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・鳥獣害対策や農地・農業用施設の保全等様々な活動が実施できている点が評価できる。

・本制度のうち、農業生産に関する取組については堅実に実施されているが、都市住民との交流等農業生産以外の取組については消極的であることがわかる。現状維持が手一杯であり、集落外の人材の受入体制の整備にまで手を回すことができないことが想定される。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	0 協定	0 %
②協定対象農用地の1～3割	1 協定	33 %
③協定対象農用地の3～5割	0 協定	0 %
④協定対象農用地の5割以上	1 協定	33 %
⑤荒廃化していない	1 協定	33 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	2 協定	67 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	1 協定	33 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	0 協定	0 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	1 協定	33 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	0 協定	0 %
③以前と変わらない	0 協定	0 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	0 協定	0 %
⑤その他	0 協定	0 %

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	3 協定	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	3 協定	100 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	0 協定	0 %
④農業（農外）収入が増加した	1 協定	33 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	1 協定	33 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	1 協定	33 %
⑦鳥獣被害が減少した	0 協定	0 %
⑧荒廃農地を再生した	1 協定	33 %
⑨都市住民等との交流が増加した	1 協定	33 %
⑩定住者等を確保した	0 協定	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	0 協定	0 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	0 協定	0 %
⑬その他	0 協定	0 %
⑭特に効果は感じられない	0 協定	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

協定数5以下であるため、省略

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

協定数5以下であるため、省略

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数	割合
①規模拡大の意向がある	1 協定	33 %
②現状維持	2 協定	67 %
③規模拡大より農地を集約したい	0 協定	0 %
④規模を縮小したい（農業経営をやめる意向を含む）	0 協定	0 %

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数	割合
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	0 協定	0 %
②基盤整備済みの圃場であること	0 協定	0 %
③農業用水（灌水施設を含む）が利用できること	1 協定	33 %
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること	1 協定	33 %
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	1 協定	33 %
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	1 協定	33 %
⑦環境保全型農業に適した圃場であること	1 協定	33 %
⑧ほ場が面的にまとまっていること	1 協定	33 %
⑨賃料が安いこと	1 協定	33 %
⑩その他	0 協定	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定数5以下であるため、省略

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

協定数5以下であるため、省略

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
①荒廃した農用地がある	12 協定	63 %
②作付けしない農用地がある	9 協定	47 %
③転用された農用地がある	2 協定	11 %
④林地化（植林）された農用地がある	0 協定	0 %
⑤景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	1 協定	5 %
⑥担い手から所有者に返還された農用地がある	1 協定	5 %
⑦担い手に貸し付けされた農用地がある	3 協定	16 %
⑧鳥獣被害が発生している	16 協定	84 %
⑨災害による被害を受けた農用地がある	3 協定	16 %
⑩基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	1 協定	5 %
⑪以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	0 協定	0 %
⑫その他	0 協定	0 %

1について都道府県の所見【必須】

・「①荒廃した農用地がある」と回答した元協定は19協定中12協定(63%)であった。本制度の取組をやめた集落では荒廃農地が発生していることから、本制度の荒廃農地発生防止効果は高いものと考えられる。また、「①荒廃した農用地がある」と回答しなかった元協定についても「②作付けしない農用地がある」等と回答しており、今後は集落内に荒廃農地が発生していく恐れがある。本制度の取組終了後の明確な土地利用に関する方針はないものと考えられるため、営農を実施しない場合は粗放的利用や鳥獣緩衝帯としての利用等の農地の長期的な利用について検討する必要があると考えられる。

・「⑧鳥獣被害が発生している」と回答した元協定は16協定(84%)であった。荒廃農地が増えることにより、野生鳥獣の生息域が拡大しており、鳥獣被害が発生しているものと考えられる。また、「⑨災害による被害を受けた農用地がある」と回答した元協定も3協定(16%)あった。両項目とも本制度により対策が可能であったことから、本制度の取組終了後の集落及び農地の状況を確認し、隣接集落協定への参加の働きかけや個別協定への移行等フォローアップを検討する必要があると考えられる。

1について第三者機関の意見【必須】

・協定廃止により農業後継者の減少や農地の荒廃が進むことから、中山間地域において本制度が効果を上げていることがわかる。

・本制度への取組が継続できるような支援が必要である。

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	9 協定	47 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	12 協定	63 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	3 協定	16 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	0 協定	0 %
⑤農作業の共同化	3 協定	16 %
⑥農業機械の共同利用	2 協定	11 %
⑦鳥獣害対策	8 協定	42 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	1 協定	5 %
⑨都市住民との交流活動	0 協定	0 %
⑩農産物の販売・加工	1 協定	5 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	1 協定	5 %
⑫生き物観察や生物保全活動	0 協定	0 %
⑬その他	0 協定	0 %
⑭集落で共同活動は実施していない	4 協定	21 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
①集落協定の活動していた当時より減った	10 協定	53 %
②集落協定の活動していた当時より増えた	1 協定	5 %
③集落協定の活動していた当時と変わらない	4 協定	21 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

【現在の集落での共同活動】

・「①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）」もしくは「②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）」を選択した元協定は19協定中それぞれ9協定(47%)、12協定(63%)であり、本制度の取組終了後も共同活動は実施されているものと考えられる。しかし、「⑭集落で共同活動は実施していない」を選択した元協定は19協定中4協定(21%)であったことから、本制度により維持されていた集落の共同活動の実施体制は、高齢化の進展や担い手不足により弱体化する恐れがあるため、高齢化が進んでも本制度に取り組めるような支援が必要であると考えられる。

【現在の共同活動の参加者の数】

・「①集落協定の活動していた当時より減った」を選択した元協定が15協定中10協定と最も多かった。本制度の取組終了後も集落の共同活動は実施されているものの、共同活動への参加者が減少していることから、共同活動の規模は縮小していくものと考えられるため、集落の共同活動を支援する新たな組織の整備が重要であると考えられる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・高齢化が進行しても本制度に取り組める支援が望まれる。

・共同活動参加者が減少していることから、今後は集落の共同活動を支援する組織の整備が望まれる。

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	4 協定	21 %
②いない	15 協定	79 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	6 協定	32 %
②いない	13 協定	68 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	2 協定	11 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	7 協定	37 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	8 協定	42 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	1 協定	5 %
⑤荒廃化しない	1 協定	5 %

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

【「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となるもの、地域の農業の「担い手」】
 ・「①いる」と回答した元協定は19協定中それぞれ4協定(21%)、6協定(32%)と低い割合であった。リーダーや担い手確保が重要であり、そのための取組を支援する必要があると考えられる。また、本制度の取組をやめた集落においては、地域主体での取組は困難であるため、外部支援が必要であると考えられる。

【集落の農用地の5年後の荒廃状況】
 ・「③集落の農用地の3～5割が荒廃する」もしくは「②集落の農用地の1～3割が荒廃する」と回答した元協定はそれぞれ8協定(42%)、7協定(37%)と高い割合であった。高齢化が進む集落ほど荒廃する農用地が多いと回答する傾向があった。また、本制度の取組をやめた集落は、本制度に取り組んでいる集落協定よりも農地の荒廃に対する危機感が強くなっていることから、本制度が荒廃農地の発生防止に対する意識に強く影響を与えているものと考えられる。

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

- ・協定を廃止した集落にはリーダーがいないため、リーダーの確保や育成が重要である。
- ・リーダーには負担や責任が伴うため、それらを分担するサブリーダーを育成することが必要であると考えられる。
- ・リーダー育成に関する支援や制度拡充が望まれる。

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲

	元協定数	割合
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例－1	1 協定	5 %
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例－2	4 協定	21 %
③ 1つの農業集落の中に、1つの集落協定がある例－1	5 協定	26 %
④ 1つの農業集落の中に、1つの集落協定がある例－2	4 協定	21 %
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例－1	3 協定	16 %
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例－2	2 協定	11 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	元協定数	割合
① 中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	15 協定	79 %
② 地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	4 協定	21 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
① 元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	5 協定	26 %
② 活動に参加する農家はない	12 協定	63 %
③ 近隣集落に協定がない	2 協定	11 %

5について都道府県の所見【必須】

・「②活動に参加する農家はない」と回答した元協定は19協定中12協定（63%）であった。協定参加者が高齢であることから5年間の取組が困難であり、近隣の集落協定に参加しないと回答したものと考えられる。また、本県は畑（果樹園）が中心であるため、集落ごとに農業生産活動等に対する考え方が異なることも近隣の集落協定に参加しないと回答した要因であると考えられる。

・「①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる」と回答した元協定は5協定（26%）であった。同じ集落に別の集落協定が存在する場合や他の集落で営農を行っている場合は近隣の集落協定に参加しやすいと想定されるため、農家及び集落の実情を踏まえて近隣の集落協定への参加を進めていくことが有効であると考えられる。

5について第三者機関の意見【必須】

・集落協定としての取組が困難な場合においても、個人として取組が可能であれば、個別協定を勧めることも有効であると考えられる。

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	12 集落	55 %
②いない	10 集落	45 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	9 集落	41 %
②いない	13 集落	59 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	4 集落	18 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	15 集落	68 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	1 集落	5 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	0 集落	0 %
⑤農作業の共同化	1 集落	5 %
⑥農業機械の共同利用	1 集落	5 %
⑦鳥獣害対策	5 集落	23 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	0 集落	0 %
⑨都市住民との交流活動	0 集落	0 %
⑩農産物の販売・加工	1 集落	5 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	3 集落	14 %
⑫生き物観察や生物保全活動	0 集落	0 %
⑬その他	1 集落	5 %
⑭集落で共同活動は実施していない	4 集落	18 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

【「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となるもの、地域の農業の「担い手」】

・「①いる」と回答した集落は22集落中それぞれ12集落(55%)、9集落(41%)であり、本制度の取組をやめた集落より割合が高かった。比較的都市部に近く、人口が増加している集落にはリーダーがいる傾向があり、戸数が少ない集落ではリーダーがいない傾向があった。

・「地域農業の「担い手」の有無」において、「①いる」と回答した集落のほとんどは「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無」においても「①いる」と回答していた。リーダーや担い手がいることは本制度に取り組みやすいと考えられるため、集落機能を維持するために、本制度に取り組むことが望まれる。

【現在の集落での共同活動】

・「②農道・水路等の維持・管理活動」を選択した集落は15集落(68%)であり、水路等農業インフラは地域の排水路などにも利用されており、公益性があることから共同財産として管理されているため、本制度に取り組んでいない集落においても、集落の共同活動として実施されているものと想定される。

・「①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）」を選択した集落は4集落(18%)であり、本制度に取り組む集落協定や本制度の取組をやめた集落と比較して割合が低かった。集落協定等は本制度により集落の共同活動の実施体制が維持されているが、本制度に取り組んでいない集落においては、農地の保全は個人の活動と考えられていることがわかる。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・未実施集落でもリーダーや担い手が存在している。

・リーダーや担い手に対して本制度の効果やメリットについて丁寧な説明を実施することで、制度活用が進むことが考えられる。

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	0 集落	0 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	1 集落	5 %
③各農家がそれぞれ耕作	19 集落	86 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	2 集落	9 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数	割合
①荒廃した農用地がある	11 集落	50 %
②作付けしない農用地がある	15 集落	68 %
③転用された農用地がある	6 集落	27 %
④林地化（植林）された農用地がある	0 集落	0 %
⑤景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	0 集落	0 %
⑥担い手から所有者に返還された農用地がある	0 集落	0 %
⑦担い手に貸し付けされた農用地がある	2 集落	9 %
⑧鳥獣被害が発生している	16 集落	73 %
⑨災害による被害を受けた農用地がある	0 集落	0 %
⑩基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	0 集落	0 %
⑪以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	3 集落	14 %
⑫その他	1 集落	5 %

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	2 集落	9 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	12 集落	55 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	4 集落	18 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	1 集落	5 %
⑤荒廃化しない	3 集落	14 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

【農用地の耕作者】

・「③各農家がそれぞれ耕作」と回答した集落が22集落中19集落（86%）であった。本県の農業は果樹中心であり、集落営農の意識がないため、本制度に取り組みず各農家で耕作しているものと考えられる。今後も中山間地域の過疎化・高齢化が進むことが想定されるため、集落の実情を勘案しながら、集落で農地を保全する意識を高めていく必要があると考えられる。

【集落の農用地の状況】

・「①荒廃した農用地がある」と回答した集落が11集落（50%）であった。本制度の取組をやめた集落と同様に明確な土地利用に関する方針がないものと考えられる。土地利用を含めた集落の将来像について話し合う機会を持つことが必要であると考えられる。

・「⑧鳥獣被害が発生している」と回答した集落が16集落（73%）であった。荒廃農地の増加により、野生鳥獣の生息域が拡大することで、鳥獣被害が発生しているものと考えられる。

・集落の農用地の5年後の荒廃状況について、「②集落の農用地の1～3割が荒廃する」と回答した集落が12集落（55%）であった。すでに荒廃が進んでいる集落において、さらに農地の荒廃が進むと考えられている。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・未実施集落では個人での活動が多く、協力体制が構築されていないことがわかる。

・リーダーは非農家であることも想定されるため、集落の状況を把握し、農業以外の効果も含めた制度の内容やメリットを説明し、制度活用を推進することが望ましい。

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
①聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	5 集落	23 %
②制度があることは知っているが、内容は知らない	11 集落	50 %
③知らない	6 集落	27 %

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数	割合
①集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	3 集落	14 %
②出たことはない	13 集落	59 %

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組みなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	0 集落	0 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	2 集落	9 %
③事務手続きが負担となるため	3 集落	14 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	2 集落	9 %
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	2 集落	9 %
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	3 集落	14 %
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	2 集落	9 %
⑧農業収入が見込めなかったため	0 集落	0 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	0 集落	0 %
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	0 集落	0 %
⑪ほ場条件が悪いため	0 集落	0 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	0 集落	0 %
⑬その他	0 集落	0 %

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	1 集落	5 %
②ない	21 集落	95 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

【中山間地域等直接支払制度を知っているか】

・「②制度があることは知っているが、内容は知らない」及び「③知らない」を選択した集落は、22集落中17集落(77%)であった。本制度開始から20年以上経過するが、周知できていない集落もあるため周知に至らない理由を分析するとともに、未実施集落を対象とした説明会を実施することが重要であると考えられる。

【中山間地域等直接支払制度に取り組みなかった理由】

・「③事務手続きが負担となるため」及び「⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため」を選択した集落が多かった。高齢化等により事務手続きを担当する人材がいなかったことが要因であると考えられるため、営農や活動に集中できるような体制を作るために、事務手続きの簡素化や事務を引き受ける組織の育成と支援が重要であると考えられる。

【取り組む意向の有無】

・本制度に取り組む意向については「②ない」を選択した集落が21集落(95%)であった。農業者だけではなく、集落としてのメリット、必要性に関する理解を高める必要があると考えられる。また、本制度の営農以外での活用の有無についても併せて確認しておく必要がある。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

・未実施集落では制度内容が十分に周知・理解されていないことが考えられる。

・未実施集落を対象に、制度のメリット等が伝わる工夫をした説明を行うことを期待する。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間地域等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	5 市町村	22 %
②一定程度貢献した	15 市町村	65 %
③やや貢献した	3 市町村	13 %
④貢献していない	0 市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	市町村数	割合
①荒廃農地の発生防止	23 市町村	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	21 市町村	91 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	4 市町村	17 %
④農業（農外）収入が増加した	3 市町村	13 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	0 市町村	0 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	0 市町村	0 %
⑦鳥獣被害が減少した	6 市町村	26 %
⑧荒廃農地を再生した	0 市町村	0 %
⑨都市住民等との交流が増加した	0 市町村	0 %
⑩定住者等を確保した	0 市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	0 市町村	0 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	7 市町村	30 %
⑬その他	0 市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	0 市町村	0 %

(3) 本制度の必要性

	市町村数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	9 市町村	39 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	14 市町村	61 %
③制度を廃止しても構わない	0 市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

【荒廃農地の発生・防止への貢献の程度】

・「①かなり貢献した」、「②一定程度貢献した」及び「③やや貢献した」を選択した市町は23市町中23市町（100%）であり、すべての市町で荒廃農地発生防止効果が認められている。また、「①かなり貢献した」もしくは「②一定程度貢献した」を選択した市町は20市町（87%）であり、市町における荒廃農地発生防止に対する本制度の貢献度の理解は高いものと考えられる。

【本制度の効果】

・「②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された」を選択した市町は21市町（91%）であった。過疎化・高齢化が進む中山間地域では農業インフラの維持・管理が難しくなっているため、市町として支援に手が回らないところを集落で対応していることに対して高い評価となったものと考えられる。

・「⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された」を選択した市町は7市町（30%）であった。集落機能が低下している中山間地域において農業や集落の維持を図るためには集落内での話し合い等が重要であることから、第5期対策から制度化された集落戦略の作成等の農業生産活動以外の項目についても本制度が評価されているものと考えられる。

【本制度の必要性】

・「①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある」及び「②制度の見直しを行い、継続する必要がある」を選択した市町が23市町（100%）であった。農業生産活動の継続が行われる様、条件不利地域への支援の必要性が市町に理解されているものと考えられる。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・条件不利地域における営農継続への支援の必要性と本制度の効果について、市町の理解度が高いことがわかる。

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	市町村数	割合
①対象地域の要件緩和	0 市町村	0 %
②傾斜区分の要件緩和	3 市町村	13 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	4 市町村	17 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	6 市町村	26 %
⑤必須活動の内容の緩和	1 市町村	4 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	8 市町村	35 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	1 市町村	4 %
⑧交付単価の増額	3 市町村	13 %
⑨加算の充実	0 市町村	0 %
⑩交付金返還規定の緩和	3 市町村	13 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	10 市町村	43 %
⑫その他	3 市町村	13 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	市町村数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	19 市町村	83 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	8 市町村	35 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	3 市町村	13 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	1 市町村	4 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	14 市町村	61 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	1 市町村	4 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	4 市町村	17 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	1 市町村	4 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	2 市町村	9 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	0 市町村	0 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	6 市町村	26 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	5 市町村	22 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	5 市町村	22 %
⑭その他	2 市町村	9 %
⑮特になし	0 市町村	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

【本制度の改善点】

・「①協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減」を選択した市町は23市町中10市町(43%)と高い割合であった。「集落協定等の自己評価」における「市町村に要望する支援内容」において、「事務負担軽減に向けた支援」が最も多かったが、市町に集落を事務的に支援する余裕がないことが反映されており、市町の集落支援への限界が見えてきているものと考えられる。

・「④協定活動期間(5年間)の緩和」を選択した市町が6市町(26%)であった。第5期対策から制度化された「返還要件の緩和」により集落協定は本制度に取り組みやすくなったが、返還に関する事務負担の増加したこと、本制度の取組は5年間の継続が必要であり、協定参加者の高齢化により取組の継続に不安があることが要因と考えられる。

・「⑫その他」として、農業所得による交付対象者の制限の廃止があった。経営規模の大きな農業者は集落において重要な役割を果たすが、交付対象者の制限により経営規模の大きな農業者が集落協定へ参加するメリットが小さく、集落協定に参加しなくなることで、リーダー不足に拍車をかけることが想定されるためと考えられる。また、農業所得の確認に関する事務負担の軽減が図られることも要因であると考えられる。

【集落や農用地を維持するための支援や対策】

・「①農業の担い手を確保するための支援」を選択する市町が19市町(83%)と高い割合であった。農業生産条件が不利な中山間地域では担い手の確保が困難であり、農業及び集落を維持するためには人材が必要であることから選択する割合が高くなったものと考えられる。

・「⑤鳥獣害対策に対する支援」を選択する市町が14市町(61%)であった。鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加をもたらすと同時に、耕作放棄により多面的機能の健全な発揮に支障を与えることになると考えられる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・市町は、制度の理解度は高いが、職員不足によりさらなる改善や支援が必要と考えていることがわかる。合理化やDX化の推進などにより、必要職員数が確保されることが望まれる。

・事務処理を引き受ける組織・団体の整備を検討することも重要である。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	市町村数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	14 市町村	61 %
②若干の減少が見込まれる	8 市町村	35 %
③かなりの減少が見込まれる	1 市町村	4 %
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	0 市町村	0 %
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	0 市町村	0 %
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	0 市町村	0 %

イ 協定数の減少要因

	市町村数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	1 市町村	4 %
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	1 市町村	4 %
③地域農業の中心となる者がいないため	0 市町村	0 %
④農業収入が見込めないため	0 市町村	0 %
⑤鳥獣被害増加のため	0 市町村	0 %
⑥事務手続きが負担なため	0 市町村	0 %
⑦交付金の遡及返還が不安なため	0 市町村	0 %
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	0 市町村	0 %
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	0 市町村	0 %
⑩その他	1 市町村	4 %

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	市町村数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	0 市町村	0 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	0 市町村	0 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	1 市町村	4 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	0 市町村	0 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	1 市町村	4 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	0 市町村	0 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	20 市町村	87 %
⑧その他	1 市町村	4 %

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

・協定数について、「①おおむね現状維持が見込まれる」及び「②若干の減少が見込まれる」を選択した市町が23市町中22市町（96%）であった。「集落協定等の自己評価」における「継続意向の協定数」において、継続意向の集落協定が95%あったことから減少割合は小さいと評価されたものと考えられる。

・「③かなりの減少が見込まれる」を選択した市町は1市町であるが、リーダー及び協定参加者の高齢化及び農業者の平地農地へ移行が懸念されることから協定数が減少することが想定されている。中山間地域より生産条件が良い平場地農地の営農状況も中山間地域の維持・発展に影響するものと考えられる。

・集落協定の統合・広域化について、「⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない」を選択した市町は20市町（87%）であった。集落ごとに農業生産活動等に対する考え方が異なること、現在の集落協定で長期間取り組んできたことで安定した活動となっていることから、集落協定等からの相談がなく、広域化を推進していないものと考えられる。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

・集落協定の継続意向の割合の高さが市町村アンケートの結果に反映されている。市町の継続的な制度への取り組みが可能であることがわかる。

・一方、協定の意向に左右される可能性が高いとも言えるため、協定が活動を継続できている間に、継続可能となる支援方法を検討する必要がある。

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	市町村数	割合
①かなり荒廃化が進む	5 市町村	22 %
②やや荒廃化が進む	18 市町村	78 %
③荒廃化しない	0 市町村	0 %
④荒廃農地の解消が進む	0 市町村	0 %

イ 集落の寄り合いの回数

	市町村数	割合
①今よりも増加する	0 市町村	0 %
②今と変わらない	19 市町村	83 %
③今よりも減少する	4 市町村	17 %

ウ 集落の各種行事の回数

	市町村数	割合
①今よりも増加する	0 市町村	0 %
②今と変わらない	16 市町村	70 %
③今よりも減少する	7 市町村	30 %

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

・農用地については、「①かなり荒廃化が進む」及び「②やや荒廃化が進む」を選択した市町が23市町（100%）であった。本制度により荒廃農地の発生が抑制されているが、過疎化・高齢化が進む中山間地域における農業の継続及び集落維持の難しさから本制度に取り組む農業者の減少が想定されているものと考えられる。

・寄り合いの回数については、「②今と変わらない」もしくは「③今よりも減少する」を選択した市町がそれぞれ19市町（83%）、4市町（17%）であった。集落機能が低下している中山間地域において農業や集落の維持を図るためには集落内での話し合い等が重要であることから本制度による効果は評価しているが、全国的に寄合の回数が減少していることから、5年後の寄り合いの回数は「今と変わらない」もしくは「減少する」ことが想定されているものと考えられる。

・各種行事の回数については、「②今と変わらない」もしくは「③今よりも減少する」を選択した市町がそれぞれ16市町（70%）、7市町（30%）であった。本県の農業は果樹中心であるため集落営農の意識が高くないことに起因する集落活動参加者が少ないことや、高齢化や担い手不足、人口減少は進行すると考えられることから、5年後の各種行事の回数は「今と変わらない」もしくは「減少する」ことが想定されているものと考えられる。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

・集落の維持にはリーダーの存在が重要である。後継者育成のため、サブリーダーの配置等に取り組むことが望ましい。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	市町村数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	10 市町村	43 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	4 市町村	17 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	4 市町村	17 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	0 市町村	0 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	0 市町村	0 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	7 市町村	30 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	3 市町村	13 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	13 市町村	57 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	0 市町村	0 %
⑩その他	0 市町村	0 %
⑪特になし	1 市町村	4 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	市町村数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	8 市町村	35 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	0 市町村	0 %
③関係機関の協力を得て進めた	0 市町村	0 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	5 市町村	22 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	0 市町村	0 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	2 市町村	9 %
⑦その他	0 市町村	0 %
⑧特になし	6 市町村	26 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

【集落戦略作成の推進に当たっての苦労】

・「⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった」を選択した市町は17市町中13市町と高い割合であった。集落戦略作成に取り組む集落協定が多い市町が選択する傾向にあることから、集落協定から相談等があったものと考えられる。また、「⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない」を選択した市町が7市町あり、高齢化とともに担い手の問題も集落戦略を作成する上で重要な課題であったと考えられる。

・「①話し合う場を設けることが困難であった」を選択した市町が10市町であった。新型コロナの影響によるものであるが、(2)において「①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した」を選択した市町が8市町あり、アンケートや戸別訪問を併用するなど工夫をしながら集落戦略を作成したものと考えられる。

・「⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない」を選択した市町は3市町と少なく、集落戦略を作成する集落協定にはリーダーがいる傾向があると考えられる。

【集落戦略作成の推進に当たっての工夫】

・「④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた」を選択した市町が5市町であった。農業生産条件が不利な中山間地域では担い手の育成や農地の貸し付けが難しいため、担い手の確保等に向けた戦略ではなく、現役の協定参加者が集落戦略の目標期間まで営農できると判断したためと考えられる。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・高齢化や担い手不足が集落戦略作成上の課題である。

・地域活動の核となる人材に対する集落戦略の重要性の理解促進が大切であるため、周知方法の検討が望まれる。

5 農村RMOの推進の意向

	市町村数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	0 市町村	0 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	1 市町村	4 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	0 市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	21 市町村	91 %
⑤その他	1 市町村	4 %

5について都道府県の所見【必須】

・「④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定」を選択した市町村が21市町村（91%）であった。機械化の進まない樹園地の中山間地域では、営農に時間が必要であり集落活動に割く時間が少ないこと、集落営農の意識が高くないため集落の広域化が進まないことから、複数集落で構成される組織が作りにくいことなどが考えられる。

・「②現在は推進していないが、今後は推進する予定」を選択した市町村は1市町村であった。都市部に近い市町村であり、多様な人材が集落に入りやすい環境にあることから、非農家や地域の組織との協働に対する抵抗が少ないものと考えられるため、推進が検討されているものと考えられる。

5について第三者機関の意見【必須】

・地域が中心となって地域を運営する仕組みは重要である。

・大規模な集落協定以外は農村RMOに発展することは困難と考えられるが、市町村は農村RMOの仕組みを理解・検討した上で、活用の判断をすることが望まれる。

都道府県の推進体制に関する自己評価票

都道府県名	和歌山県	担当部署	農林水産部 里地・里山振興室
1 市町村及び都道府県出先機関に対して行った本制度の推進内容			
(1) 協定の統合・広域化等に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①協定の統合・広域化を目指す協定の掘り起こし			
②近隣協定への統合等を希望する協定や集落の掘り起こし			
③統合・広域化に向けた話し合いに出席			
④協定や集落との意見調整			
⑤関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			
⑥目標達成に向けた技術的助言			
⑦事例紹介			
⑧協定役員等を参集した説明会の開催			
⑨県独自のマニュアル等の作成・配布			
⑩その他	(その他の内容)		
⑪特に何もしていない			○
(2) 廃止協定、未実施集落に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落の代表者や役員に対して活動を働きかけ			
②集落の話し合い等に出席し活動を働きかけ			
③近隣協定への参加を働きかけ			
④チラシ等を配布			
⑤制度の説明会への出席を依頼			
⑥その他	(その他の内容)市町へのヒヤリングの実施(集落状況の共有・事例紹介)		○
⑦特に何もしていない			
(3) 集落戦略作成に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落戦略の話し合いに出席			
②集落戦略の話し合いをリードする専門家等を紹介			○
③関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			
④協定に対する技術的助言			
⑤事例紹介			
⑥協定役員等を参集した説明会の開催			
⑦県独自のマニュアル等の作成・配布			○
⑧その他	(その他の内容)市町村、出先機関を対象とした研修会の開催		○
⑨特に何もしていない			

2 関係機関との連携状況

中山間地域等直接支払制度の推進、活動目標達成に向けた支援等に当たって、関係機関・団体等との連携状況＜全都道府県（令和4年度8月現在の状況）＞
（該当するものに「○」、特に連携を密にしている関係機関に「◎」）

①都道府県の農業担当以外の部局	
②都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）	
③農協中央会	
④農地中間管理機構	
⑤県土連	
⑥都道府県農業再生協議会	
⑦都道府県担い手育成総合支援協議会	
⑧都道府県農業法人協会	
⑨まちづくり関係の組織・団体	
⑩福祉関係の組織・団体	
⑪その他（その他の内容）	
⑫特になし	○

3 本制度の推進に対する自己評価（令和4年8月までの支援状況を評価）

（1）市町村及び都道府県出先機関に対する本制度の推進についての自己評価＜全都道府県＞	○
（2）関係機関との連携についての自己評価＜全都道府県＞	△
◎：十分な推進や支援を行っている ○：一定程度の推進や支援を行っている △：推進や支援を十分していない ×：推進や支援をしていない	